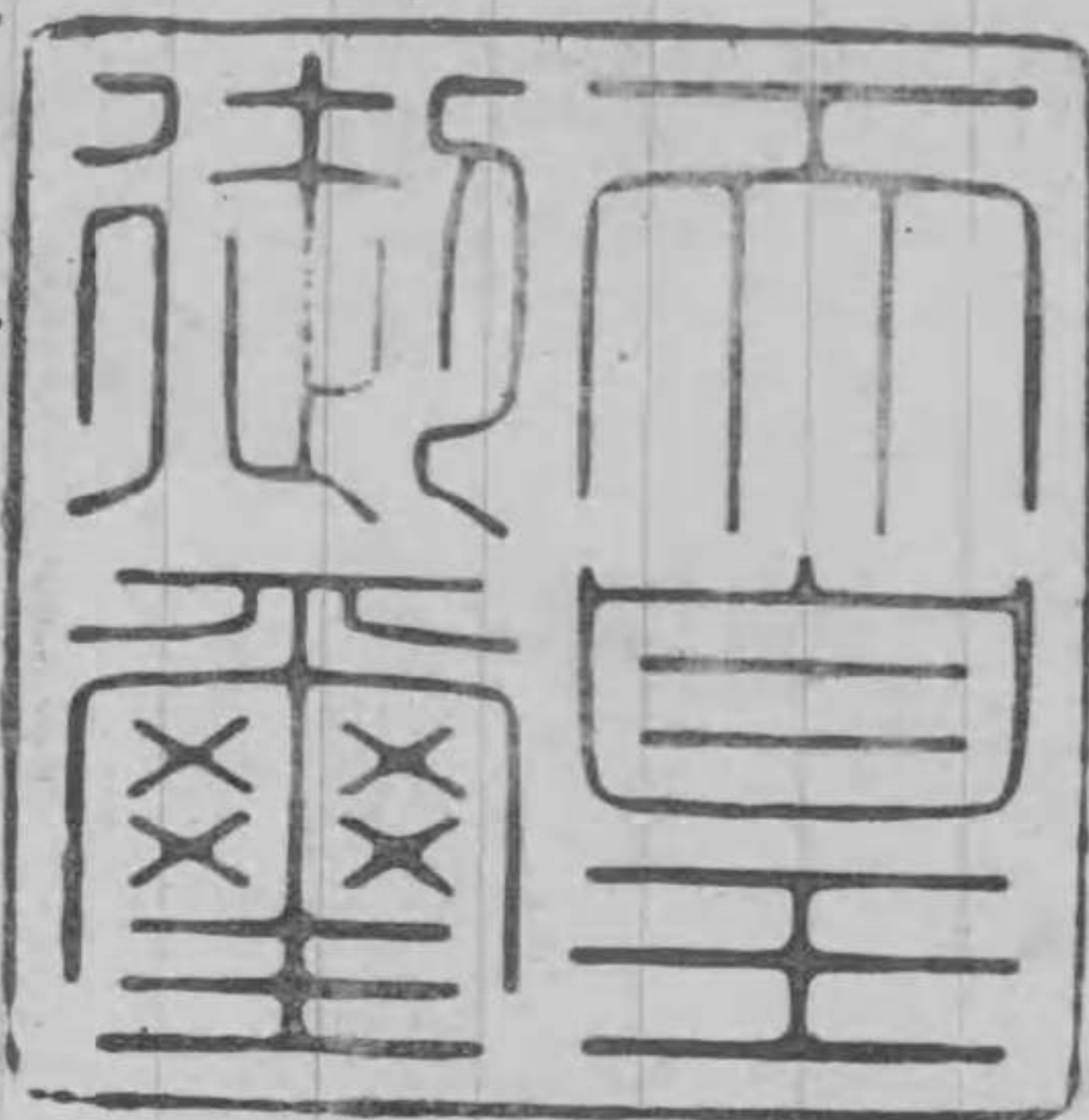


警察予備隊令をここに公布する。

裕仁



昭和二十五年八月十日

内閣総理大臣

吉田

友

警察予備隊令

吉田

友

警察予備隊令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（目的）

第一條 この政令は、わが國の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、國家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため警察予備隊を設け、その組織等に関し規定することを目的とする。

（設置）

第二條 總理府の機關として警察予備隊を置く。

（任務）

第三條 警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣總理大臣の命を受け行動するものとする。

2 警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるべきもので

總理府

警察予備隊の設置は、警察の任務の増進に資するべきものとして、内閣総理大臣の命を受け行なうものとする。

警察予備隊は、治安維持の必要がある場合に、(任務)

警察予備隊の設置は、警察予備隊を置く。(設置)

その目的とする。

警察予備隊は、その任務の増進に資するものとして、内閣総理大臣の命を受け行なうものとする。警察予備隊は、治安維持の必要がある場合に、(任務)

(目的)

二十二年法律第五十四号(警察予備隊法)の施行令を制定する。

内閣は、本法律の委任を受けた命令の制定するもの(目的)

警察予備隊令

警察予備隊令

あつて、いやくも日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる等その機能を濫用することとなつてはならない。

警察予備隊の警察官の任務に關し必要な事項は、政令で定める。

(定員)

第四條 警察予備隊の職員は、七万五千^百人とし、うち七万五千人を警察予備隊の警察官とする。

(組織)

第五條 警察予備隊に、本部及び部隊その他所要の機關を置く。

(本部の組織)

第六條 本部に、官房の外、警務局、人事局、裝備局、經理局及び医務局を置く。

(長官及び次長)

第七條 本部に、長官及び次長各一人を置く。

長官は、内閣總理大臣が任命する。

一 公費員の任用は、本官の職務に關する者（附則二十
 二）は、公費員共済組合（附則二十三）の職員（附則六十五）及び同
 二 組合の職員（附則六十六）の職員（附則六十七）の職員（附則六十八）
 三 職員（附則六十九）の職員（附則七十）の職員（附則七十一）の職員（附則七十二）
 四 職員（附則七十三）の職員（附則七十四）の職員（附則七十五）の職員（附則七十六）
 五 職員（附則七十七）の職員（附則七十八）の職員（附則七十九）の職員（附則八十）
 六 職員（附則八十一）の職員（附則八十二）の職員（附則八十三）の職員（附則八十四）
 七 職員（附則八十五）の職員（附則八十六）の職員（附則八十七）の職員（附則八十八）
 八 職員（附則八十九）の職員（附則九十）の職員（附則九十一）の職員（附則九十二）
 九 職員（附則九十三）の職員（附則九十四）の職員（附則九十五）の職員（附則九十六）
 十 職員（附則九十七）の職員（附則九十八）の職員（附則九十九）の職員（附則一百）

五年法律第四百二十二号の適用については、政令で特別の定をす
 ることができる。

四 前三項に定めるものを除くの外、警察予備隊の職員の階級、任
 免、昇任、給與、服制その他人事に關する事項については、
 政令で定める

（内閣總理大臣の権限の代行）

第九條 内閣總理大臣は、特に必要があると認める場合においては、
 この政令に基きその権限に屬する事務を、他の同務大臣に行わせ
 ることができる。

（組織編成等の細目）

第十條 この政令に定めるものを除くの外、警察予備隊の組織編成
 その他必要な事項については、總理府令で定める。

附 則

一 この政令は、公布の日から施行する。

この組合が、公庫の収入を運用する。

制限

この警察予備隊の組織は、警察予備隊令で定める。

第十條 この組合の定款は、警察予備隊令で定める。

(警察予備隊令の附目)

この組合の定款は、

この組合の定款は、警察予備隊令で定める。

(警察予備隊令の附目)

この組合の定款は、

警察予備隊令で定める。

警察予備隊令で定める。

警察予備隊令で定める。

警察予備隊令で定める。

昭和二十五年内に限り、内閣は、一般會計予算における國債費

の金額のうち二百億円を、警察予備隊に必要な経費に移用する。

昭和二十五年内における契約等により支出の義務を生じ、当該

年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、翌年度に繰越して使

用することができる。

内閣総理大臣は、当分の間、國家地方警察の機關をして、警察

予備隊の事務の一部を取り扱わせることができる。

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次の
ように改正する。

第十六條の二の次に、次の一條を加える。

警察予備隊令(昭和二十五年法律第二十号)を置く。

第十六條の三、警察予備隊は、わが國の平和と秩序を維持し、

公共の福祉を保障するため、國家地方警察及び自治体警察の

警察力を補うものとして設置される機關とする。

警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令

（昭和二十五年政令第^{三百六十五号}）の定めるところによる。

警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令

（昭和二十五年政令第^{三百六十五号}）の定めるところによる。

警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令

（昭和二十五年政令第^{三百六十五号}）の定めるところによる。

警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令

（昭和二十五年政令第^{三百六十五号}）の定めるところによる。

警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令

警察予備隊の組織及び所掌事務については、警察予備隊令

（昭和二十五年政令第^{三百六十五号}）の定めるところによる。

